

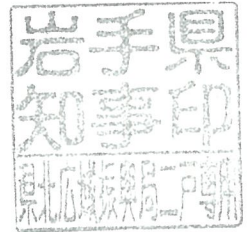
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 松本 榮市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成27年 5月28日

許可の有効年月日 平成31年 1月 6日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず (廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと一体となり分別できないものに限る。)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (医療系廃棄物に限る。)
- ・動物のふん尿

以下余白

(2) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(3) 中間処理 (溶融処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以下、裏面記載)

・汚泥
・廃プラスチック類
以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日 平成20年12月19日
ウ 処理能力 87.9t/日 (3.663t/時間)
エ 設置許可年月日 平成20年12月18日
オ 設置許可番号 第208003-14号
カ 保管施設 別表のとおり

(2) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日 平成27年5月20日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 173.44t/日 (21.68t/時間)
木くず 272.56t/日 (34.07t/時間)
がれき類 495.52t/日 (61.94t/時間)
ゴムくず 257.68t/日 (32.21t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 594.64t/日 (74.33t/時間)
紙くず 84.24t/日 (10.53t/時間)
繊維くず 59.44t/日 (7.43t/時間)
金属くず 559.92t/日 (69.99t/時間)
エ 設置許可年月日 平成27年5月15日
オ 設置許可番号 第115007-1号
カ 保管施設 別表のとおり

(3) 熔融施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
イ 設置年月日 平成20年12月19日
ウ 処理能力 13.13t/日 (0.547t/時間)
エ 設置許可年月日 平成19年3月29日
オ 設置許可番号 第106003-21号
以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 7日 当初許可
平成21年 2月25日 変更届出書受理
(1) 本店所在地を岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番12から変更したこと。
(2) 代表者を脇本又村から変更したこと。
平成22年 7月21日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)
平成23年 1月 5日 変更届出書受理 (代表者を池田克彦から変更したこと。)
平成24年 2月22日 変更届出書受理
(1) 焼却施設の処理能力を変更したこと。
(2) 処分後の保管施設を変更したこと。
平成25年 9月 6日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)
平成26年 1月 7日 更新許可
平成26年 2月28日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)
平成26年 3月12日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)
平成26年 3月12日 変更届出書受理 (処分後の保管施設を変更したこと。)
平成26年 11月11日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく

(以下、2枚目記載)

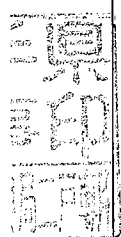


ず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の中間処理（破碎処理）を追加したこと。

| | | |
|-------------|-----------|--|
| 平成26年12月26日 | 変更届出書受理 | （処分のための保管施設を変更したこと。） |
| 平成27年5月28日 | 事業範囲の変更許可 | （事業の範囲に燃え殻、動物のふん尿の中間処理（焼却処理）を追加したこと。） |
| 平成27年6月10日 | 変更届出書受理 | （破碎施設Ⅱを追加したこと。） |
| 平成27年7月6日 | 変更届出書受理 | （代表者を松島義治から変更したこと。） |
| 平成29年2月2日 | 変更届出書受理 | （廃棄物ヤードの保管容量及び保管設備における比重の見直しに伴う保管重量の変更。） |
| 平成29年4月7日 | 変更届出書受理 | （破碎施設Ⅰを廃止したこと。） |
| 平成29年7月21日 | 変更届出書受理 | （保管施設の概要を変更したこと。） |
| 平成29年11月16日 | 変更届出書受理 | （保管施設の概要を変更したこと。） |

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

1 焼却施設及び溶融施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

| 区 分 | | 保管 高さ (m) | 保管 面積 (㎡) | 保管 体積 (㎥) | 保管 重量 (t) | 備 考 | |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--------------------|
| 処分のための保管 | 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず | — | 90 | 1344.0 | 1989.12 | 屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※ ¹ | |
| | 繊維くず、汚泥 | — | 63 | 315 | 346.50 | 屋内保管 | |
| | 木くず、紙くず、繊維くず | — | 73.5 | 367.5 | 202.13 | 屋内保管 | |
| | 燃え殻、汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿 | — | 31.5 | 157.5 | 179.55 | 屋内保管※ ² | |
| | 廃プラスチック類、紙くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず | — | 31.5 | 157.5 | 173.25 | 屋内保管 | |
| | 廃プラスチック類、動植物性残渣、動物系固形不要物 | — | 28 | 140 | 140.00 | 屋内保管 | |
| | 廃プラスチック類 | — | 18 | 6 | 2.10 | 屋内保管 破砕処理のための保管場所と兼ねる※ ¹ | |
| | 廃プラスチック類、木くず、繊維くず | 4.5 | 476.1 | 1723.4 | 947.88 | 屋内保管 | |
| | 廃油 | — | 4.23 | 15 | 13.50 | 15 ㎥タンク内保管 | |
| | 廃酸 | — | 4.2 | 10 | 12.50 | 10 ㎥タンク内保管 | |
| | 廃アルカリ | — | 10.66 | 30 | 33.90 | 15 ㎥タンク内保管、2基 | |
| 処分後の保管 | 燃え殻 | 粗大物ヤード | 粗大物コンテナ | — | 13.5 | 21.6 | 屋内保管※ ³ |
| | | | 1 ㎥コンテナ | — | 1 | 1 | |
| | | | ダンプ | — | 4.7 | 1.4 | |
| | | | 直置き | — | 24 | 20 | |
| | | 主灰ストックヤード | | — | 35 | 60.5 | 屋内保管 |
| | | 製砂スラグヤード兼主灰ストックヤード 2※ ⁴ | | — | 35 | 60.5 | 屋外保管 |
| | スラグ | スラグヤード | | — | 20.6 | 20.6 | 屋内保管 |
| | | 製砂スラグヤード兼主灰ストックヤード 2※ ⁴ | | — | 35 | 60.5 | 屋内保管 |
| | ばいじん | ダストストックヤード | | — | 36.5 | 63 | 屋内保管 |
| | | ダスト棟内 | | — | 1 | 1 | 屋内保管、1 ㎥コンテナ使用 |
| ボイラ灰コンベヤ出口 | | — | 1 | 1 | 屋内保管、1 ㎥コンテナ使用 | | |

※1 破砕処理の対象となる廃棄物との同時保管は行なわない。



- ※2 特別管理産業廃棄物である燃え殻との同時保管は行わない。
- ※3 粗大物ヤードにおいて各種保管容器を用いて（または直置き）保管する場合について、それぞれの場合における最大値。
- ※4 焼却炉・溶融炉の稼働状況に応じて使用し、燃え殻とスラグの同時保管は行なわない。

2 破砕施設に関するもの

所在地 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

| 区 分 | | 保管 高さ (m) | 保管 面積 (㎡) | 保管 体積 (㎥) | 保管 重量 (t) | 備 考 |
|------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| 処分 のため の保管 | 廃棄物ヤード | 3.0 | 270 | 524 | 775.52 | 屋内保管、バラ積又はコンテナ 使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼 ねる |
| | プラヤード | 2.0 | 18 | 28 | 41.44 | 屋内保管、バラ積又はコンテナ 使用又はフレコン使用 焼却処理のための保管場所と兼 ねる |
| 処分 後の保管 | 破砕物ヤード | 3.0 | 96 | 214 | — | 屋内保管、バラ積又はコンテナ 使用又はフレコン使用 焼却処理のための前破砕処理後 の一時保管場所と兼ねる |
| | 破砕物ヤード2 | 3.0 | 60 | 110 | — | 屋内保管、バラ積又はコンテナ 使用又はフレコン使用 焼却処理のための前破砕処理後 の一時保管場所と兼ねる |

- ※1 各ヤードにおいては、廃棄物の種類ごとにバラ積又はコンテナ保管又はフレコン保管を行い、混合保管は行わない。
 - ※2 焼却処理の対象となる廃棄物との同時保管は行わない。
 - ※3 各種廃棄物の保管容器を用いた（又は直置き）保管について、それぞれの場合における最大値。
- 以下余白